

# わたしたちの学校生活における約束（きまり・ルール）

教室掲示用

伊丹市立荒牧中学校  
生徒指導委員会・風紀委員会

## 1. 登下校

- (1) 登下校は交通ルールを守り、定められた通学路の端を通る。  
交通の妨げにならないよう、横に広がらず、なるべく複数で登下校する。
- (2) 生徒は正門のみを使う。西門は使用しない。
- (3) 登下校中の飲食、買い食いは厳禁。
- (4) 徒歩通学を原則とする。
- (5) 登下校の時間を守る。朝の会が8時25分から始まるので、それまでに着席する。

## 2. 出席・欠席・早退

- (1) 欠席、遅刻は、必ず始業前（8時20分までに）に保護者から学校に連絡をする。  
（本人や友人からの連絡は原則認めない。）
- (2) 早退、欠課、見学は、必ず担任に事前に届ける。
- (3) 登校後、やむを得ず外出するときは、必ず担任に申し出て、外出許可証を受け取る。  
帰校後は直ちに担任に報告し、許可証を返却する。  
（原則として忘れ物を取りに帰ることはできない。）

## 3. 学習・授業

- (1) チャイム席を守る。休み時間に次の授業の準備と必要な教室移動を行う。
- (2) 授業中、他人に迷惑をかけるような言動はしない。（私語厳禁）
- (3) 授業や活動に必要な物の忘れ物をしない。
- (4) 学校に不必要な物（自転車、携帯電話、マンガ、おかしなど）を持ってこない。  
持ってきた場合は、学校であずかり保護者に取りに来てもらう。

## 4. 校内生活

- (1) 時間を守る。集会は5分前行動を心がける。
- (2) 安全な生活が送れるように心がけ、校舎内を走ったり、暴れたりしない。
- (3) 公共物は大切に扱う。破損した時はすぐに担任に届け、応急措置または修復を行う。
- (4) 清掃活動に十分取り組み、よりよい環境をつくる。
- (5) 正しい言葉遣いを心がけ、友だち、来客、先生にあいさつする。

## 5. 服装、頭髪、持ち物

- (1) 服装は、学校指定の標準服を着用する。
- (2) 衣替え移行期間は設けない。体調に応じて各自で判断し、夏用、冬用、春秋用を使い分ける。ただし、式典・行事のときは私服とする。  
冬用：1学期始業式・入学式・2学期終業式・3学期始業式・卒業式・修了式  
夏用：1学期終業式・2学期始業式  
春秋用：学習発表会
- (3) ベルトは、黒、紺、茶とする。
- (4) 靴下は白、黒、紺、グレーの無地（ワンポイント可）とする。  
ルーズソックス等は、はかない。
- (5) 下着は白色またはベージュ（下着が透けにくい物）のシャツとする。  
ポイントがあっても構わない。
- (6) 冬服着用時であっても、気候等により上着を脱ぐことができる。  
（脱いだ後の服装は、夏用または春秋用に準ずる。）
- (7) 季節に応じてカーディガンまたはセーターを上着の下に着用しても良い。ただし、無地のものとし、黒、ベージュ、白、紺、グレーの5色とする。また、カーディガン、セーターのままで活動することは認めない。

- (8) 季節に応じて、登下校時は、手袋およびマフラーを使用してもよい。ただし、派手な原色はつつしみ、教室でとるようにする。
- (9) 季節に応じて、登校時は、部活用ウインドブレーカーとタイツを使用してもよい。部活用ウインドブレーカーがない人は、華美でないウインドブレーカーを着用してもよい。タイツの色は、黒、紺、ベージュとする。
- (10) 男子の頭髪は、目、耳、えりにかからないようにする。  
女子の頭髪は、目、えりにかからないようにし、特に長くする時は、ゴムでくくるか、三つ編みにする。前髪をあげてピンでとめることはしない。また、ゴムの色は、黒、紺、こげ茶とする。ヘアピンは飾りのない黒色のものとする。  
なお、特殊な髪型、脱色、着色、および、整髪料の使用を禁止する。
- (11) 髪を毛をくくる場合は、耳の高さをこえないようにする。
- (12) 化粧、香水、ピアスやまゆ毛の加工などは禁止する。
- (13) 通学用の靴は、体育のさまたげにならない、ひも付き運動靴とする。くつとひもの色は華美でないもの（色の指定は特になし）とする。
- (14) 通学用のカバンは、学校指定のカバンとする。
- (15) 持ち物には必ず、学年・組・氏名を記入する。
- (16) 校内は上履き、体育館は体育館シューズ（どちらも学校指定のもの）を使用する。
- (17) 金銭や持ち物は、貸し借りをしない。
- (18) 服、カバン等に、学校で認めていないバッジ、アクセサリ等をつけない。カバンには、他人のものと見分ける用途で、キーホルダーをひとつ付けてもよい。
- (19) 標準服以外の服装をしなくてはならない特別事情のある時は、事前に担任に届け、許可を受ける。

## 6. 標準服規定

- (1) 生徒手帳の絵を参照して、名札台布に校章、学級章、委員バッジ、名札をつける位置を確認する。また、名札台布を服のどの位置につけるかも確認する。
- (2) 通学は荒牧中学校の標準服を着用する。  
ズボンはダブルを原則とする。（丈が短くなったときはシングルにしてもよい）  
スカート丈は、ひざがかくれるようにはく）
- (3) 夏服着用時は、本校指定の半袖ポロシャツを着用する。  
また、春秋用および夏服着用時のみ第1ボタンを開けてもよい。

## 7. 部活動

- (1) 早朝練習の活動時間は、**7時30分～8時10分**とする。  
部活動生徒の登校時間は**7時20分以後**とする。  
部活動終了時刻は、8時05分とする（後片付けも含む）（チャイムが鳴る）。  
更衣は8時10分までに終え、教室に**8時25分までに着席**しておく。（間に合わない場合は「遅刻」になります）
- (2) 放課後の活動は、終了時刻及び下校時刻を厳守する。（試合前の準備であっても、時間内に終える。）活動終了時刻は、毎月の行事予定表に明記されている。
- (3) 休日、休暇中の登下校は体操服で良い。  
平日で部活動終了時に雨天の場合、下校時の服装に関しては、部活動総務係が適宜判断し連絡する。（体操服で下校しても良い。）
- (4) 休日、祝日等のトイレの使用については、校舎内生徒用トイレ及びクラブハウストイレを使用する。

## 8. あいさつ

- (1) 職員・外来者・生徒の間で、元気よく挨拶が交わせるように心がける。
- (2) 職員室の入室は原則として禁止する。ただし、教室のカギや部活動に必要なものをとるために、職員室等へ出入りする必要がある場合は、「失礼します」の後に所属と名前を言い、用件が済んだ後は、「失礼しました」と言い、退室する。

- (3) 先生や事務、技能員の方などと話すときは丁寧語を使うようにする。

## 9. 教室の戸締まり・貴重品

- (1) 教室を空けるときは、必ず鍵をかける。(各クラスで係の確認を行う) また、特別教室等で授業の場合は、出席簿に鍵を添えて授業の先生に渡す。
- (2) 不必要なお金や貴重品は持ってこない。ただし、学用品等の購入のために持ってきた現金等は必ず朝の会で担任に預ける。
- (3) 集会で教室を空けるときは、集会場所の学年毎のカギ掛けにカギを掛ける。
- (4) 終礼後は、教室の全てのカギがかかっていることを確認してから職員室の鍵掛けにカギを戻す。(カーテンは開けておき、クレセントは確実に掛けておく。)

## 10. 教室使用・その他

- (1) 教室や各施設の使用は、必ず先生の許可を得て使用する。特に、放課後の教室使用は担任の許可がなければ使用できない。また、使用後の後始末を確実にする。
- (2) 他学年の階には絶対に行かない。また、同じ学年であっても、他のクラスへの出入りは原則として禁止する。
- (3) 教室移動、下校時は、戸締まりと消灯を確実にし、カーテンは必ず開けておく。
- (4) 給食は自分の教室でとること。ただし、午前で授業が終わり、午後から部活動がある場合は、別に部活動規定に定められた場所で食べる。
- (5) トイレは常に清潔に使用する。
- (6) つねに環境美化につとめる。
- (7) 休憩時に教室の換気を行う。
- (8) 休みの日や下校後に部活動がある場合は、体操服で登校してもよい。
- (9) 学割申請は、1週間以上前に担任に届ける。
- (10) 転居、家族の移動は、すみやかに担任に届け出る。  
(手続きで日数を要する場合がある。)
- (11) その他、事故や変更があった場合も、すぐに担任に届ける。
- (12) 忌引き日数は以下の通りとする。
- |          |       |       |      |       |      |
|----------|-------|-------|------|-------|------|
| ○父母      | 10日以内 | ○祖父母  | 5日以内 | ○兄弟姉妹 | 5日以内 |
| ○父母の兄弟姉妹 | 3日以内  | ○曾祖父母 | 2日以内 |       |      |

## 11. 校外生活

- (1) 外出するときの服装は、中学生らしくし、派手な服装や髪型はしない。また、家族に行き先、用件、同伴者、帰宅時間などを伝え、日没までに帰宅する。
- (2) 日没後の外出は、用事がない限り控える。
- (3) 友人宅等への外泊についても控える。
- (4) 次の場所への出入りは、保護者の付き添いを必要とする。  
・ゲームセンター      ・カラオケボックス      ・コンサート
- (5) サイクリング、ハイキング、スケートなどに、生徒同士で行く場合は、必ず保護者の許可を受けてから行く。
- (6) 交通ルールを守り、交通事故に遭わないように気をつける。
- (7) 事故(交通、水難、暴力被害、その他)が発生した時は、ただちに警察(伊丹警察署 771-0110 か 110番)と、荒牧中学校(777-3540)に連絡する。
- (8) アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情により、やむを得ない場合は、労働基準法に従って、学校長に申請書を提出し許可を得なければならない。
- (9) 法律に触れる行為(触法行為)は絶対にしてはならない。